

電子提供措置の開始日 2025年6月3日

第175期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

- ① 計算書類 ・ 計算書類の注記
- ② 連結計算書類 ・ 連結計算書類の注記

2024年4月1日から
2025年3月31日まで

株式会社島根銀行

① 計算書類
・計算書類の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2. (1)のうちその他有価証券と同じ方法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～50年

その他 1年～50年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、原則として1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,890百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定率法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。

(5) 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく役員への当行株式の交付に備えるため、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(6) 業績連動賞与引当金

業績連動賞与引当金は、役員への業績連動賞与の支払いに備えるため、役員に対する業績連動賞与の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

5. 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益は、主に役務取引等収益であり、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスとの交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

6. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

7. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続 (受益証券に係る収益、費用の会計処理)

当行は受益証券に係る期中収益分配金（償還時の差損益含む）については有価証券利息配当金に計上し、受益証券の解約益は国債等債券売却益に、受益証券の解約損は国債等債券売却損に計上しております。

会計方針の変更

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用し、当事業年度の所得に対する法人税、住民税及び事業税等を、その発生源泉となる取引等に応じて、損益及び株主資本に区分して計上することといたしました。これによる影響額はありません。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 3,234百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針4.引当金の計上基準（1）貸倒引当金」に記載しております。

当行は、自己査定基準に基づき、資産査定を実施した上で、債権を債務者区分（正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先）に分類した上で、債務者区分ごとに貸倒引当金を算定しています。

債務者区分については、格付・自己査定システムに基づく財務格付と資金繰りや収益力等の実態的な財務内容を反映した定量情報に加え、貸出条件及びその履行状況、業種の特性、事業の継続性、キャッシュ・フローを踏まえた債務償還能力、経営改善計画の達成見込み、金融機関の支援状況等の定性情報を総合的に加味して判断しています。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判断における債務者の将来の業績見通し」であります。

①算出方法に記載の通り、債務者区分の判断の中で、各債務者の事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュ・フローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性を個別に評価しております。特に金融機関等の支援を前提として経営改善計画等が策定されている債務者については慎重に各債務者の事業の継続性と収益性の見通しを評価しています。

また、本部貸出金は、地域外の融資先が多く、収益力やキャッシュ・フローの状況に加え、金融機関等の支援状況などの入手可能な情報を慎重に検討しています。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別債務者の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

減損損失 59百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

当事業年度に係る計算書類に計上した固定資産の減損損失の算出方法は、「注記事項（損益計算書関係）」2. に記載しております。

当行は「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、固定資産の減損の兆候が存在する場合には、当該固定資産の割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の判定を実施しており、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

なお、減損損失の判定単位である他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位は、原則として営業店単位としております。

②主要な仮定

固定資産の減損損失の認識の判定において使用している割引前将来キャッシュ・フロー等の前提については取締役会で決定された将来計画に基づいており、当該将来計画に使用されている貸出金平均残高及び貸出金利の見通し、有価証券利息配当金の見通し、役務取引等収益の見通しなどについては、直近の状況や実現可能性を考慮して算定しています。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

これらの仮定には不確実性があり、将来の不確実な経済状況等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

繰延税金資産 192百万円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

繰延税金資産は、将来の会計期間における将来減算一時差異の解消、税務上の繰越欠損金と課税所得（税務上の繰越欠損金控除前）との相殺等に係る減額税金の見積額について回収可能性を判断し、計上しております。回収可能性については、業績予測によって将来獲得できる課税所得の時期及び金額を合理的に見積った上で判断しております。

②主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断において、将来課税所得の見積りは取締役会で決定された将来計画に基づいており、当該将来計画に使用されている貸出金平均残高及び貸出金利の見通し、有価証券利息配当金の見通し、役務取引等収益の見通しなどについては、直近の状況や実現可能性を考慮して算定しています。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

これらの仮定には不確実性があり、将来の不確実な経済状況等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

追加情報

・株式給付信託

当行は、当行の取締役及び監査役(社外取締役及び社外監査役を含みます。以下、「取締役等」といいます。)に対する株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、当行の取締役等に対して、当行が定める取締役株式給付規程及び監査役株式給付規程に従って、役位、業績達成度合いに応じて当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当行株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 信託に残存する当行の株式

信託に残存する当行株式は、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額は125百万円、株式数は191千株であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 517百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,754百万円
危険債権額	4,562百万円
三月以上延滞債権額	60百万円
貸出条件緩和債権額	274百万円
合計額	8,652百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は380百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済、日本銀行歳入代理店等の取引及び日本銀行借入金19,000百万円の担保として、預け金8百万円、有価証券22,878百万円及び証書貸付4,570百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、敷金18百万円及び保証金14百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、80,270百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが58,580百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号及び4号に定める地価公示価格及び財産評価基本通達に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △639百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 4,881百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額 311百万円（当事業年度圧縮記帳額 一百万円）

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,060百万円であります。

10. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 17百万円

11. 関係会社に対する金銭債権総額 3,331百万円

12. 関係会社に対する金銭債務総額 446百万円

13. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、39百万円であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	27百万円
役務取引等に係る収益総額	1百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	一百万円
その他の取引に係る収益総額	13百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役務取引等に係る費用総額	一百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	一百万円
その他の取引に係る費用総額	58百万円

2. 特別損失には、以下の資産について減損損失を計上しております。

当行は、管理会計上の最小単位を営業店単位としております。(ただし、一部の母店と相互補完関係が強い出張所は、同一のグルーピングとしております。)

当事業年度において、店舗の遊休化の決定を行ったことに伴い、下記の資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失に計上しております。なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
島根県	店舗 1 カ店	土地、建物、動産	59百万円

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	146	63	15	194	(注) 1、2、3
合計	146	63	15	194	

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加629株及び株式給付信託（信託 E 口）が取得した当行株式の62,500株の合計であります。

2. 普通株式の自己株式の減少は、株式給付信託（信託 E 口）の給付による減少15,100株であります。

3. 当連結会計年度末の自己株式には、株式給付信託（信託 E 口）が保有する当行株式191,855株が含まれております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2025年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	516
関連法人等株式	1

4. その他有価証券（2025年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	1,906	1,899	6
	国債	300	299	0
	地方債	—	—	—
	社債	1,606	1,599	6
	その他	5,123	4,783	340
	小計	7,030	6,683	346
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	42,946	46,086	△3,139
	国債	32,886	35,512	△2,626
	地方債	445	467	△22
	社債	9,614	10,106	△491
	その他	64,281	71,202	△6,920
	小計	107,228	117,288	△10,060
合 計		114,258	123,971	△9,713

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式（※1）（※2）	110
組合出資金（※3）	3,163

（※1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（※2）当事業年度において、非上場株式について減損処理はありません。

（※3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	—	—	—
債券	5,976	0	289
国債	4,653	0	219
地方債	418	—	52
社債	904	—	17
その他	13,235	139	367
合計	19,211	140	656

7. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

なお、当事業年度における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下に該当した場合であります。

(1) 株式・受益証券

時価が取得原価に比べ、30%以上下落した状態にある場合。

(2) 債券

①時価が取得原価あるいは償却原価に比べて、50%以上下落した場合。

②時価が取得原価あるいは償却原価に比べて、30%以上下落した状態にある場合で、信用リスクの増大（格付機関による直近の格付符号が「BBB」相当未満）要因がある場合。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 満期保有目的債券の金銭の信託（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（2025年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の 信託	555	579	△23	—	△23

（注）「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

有価証券評価差額金	3,031百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	615
貸出金償却損金不算入額	313
減損損失	240
税務上の繰越欠損金（注2）	148
減価償却費損金算入限度超過額	81
偶発損失引当金	50
役員株式給付引当金	30
未払事業税	20
資産除去債務利息費用否認	18
その他	86
繰延税金資産小計	4,636
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	△78
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,366
評価性引当額小計（注1）	△4,444
繰延税金資産合計	192
繰延税金負債	
前払年金費用	△104
その他	△6
繰延税金負債合計	△111
繰延税金資産の純額	81百万円

(注1) 評価性引当額が1,221百万円増加しております。この増加の主な内容は、有価証券評価差額金の評価損が増加したことなどによるものであります。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（2025年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金（※1）	—	—	—	—	—	148	148
評価性引当額	—	—	—	—	—	△78	△78
繰延税金資産 （※2）	—	—	—	—	—	70	70

（※1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

（※2）税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産70百万円は、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断しております。

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（2025年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.45%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.35%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金負債は3百万円増加し、法人税等調整額は同額増加しております。再評価に係る繰延税金負債は5百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2. 子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

3. 兄弟会社等

該当事項はありません。

4. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者	長岡 一彦	被所有 直接 0.01%	—	資金貸付 (注) 2	—	貸出金	17
	本田 節 (注) 1	被所有 直接 —	—	資金貸付 (注) 2	1	貸出金	18
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(有)日建商事	被所有 直接 —	役員の兼任	資金貸付 (注) 2, 3, 4	—	貸出金	12
	(株)山光食品	被所有 直接 0.07%	—	資金貸付 (注) 2, 5	—	貸出金	23

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 当行の取締役野津一人の近親者であります。
2 一般取引先と同様な条件で行っております。
3 当行取締役名越昇が債務保証12百万円を行っております。
4 当行取締役名越昇の近親者が議決権の50%以上を直接保有しております。
5 当行監査役周藤智之の近親者が議決権の50%以上を直接保有しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	819円61銭
1株当たりの当期純利益金額	56円92銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	26円16銭

② 連結計算書類
・連結計算書類の注記

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 1 社
会社名
松江リース株式会社
- ② 非連結の子会社及び子法人等
該当ございません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ございません。
- ② 持分法適用の関連法人等 1 社
会社名
しまぎんユーシーカード株式会社
- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ございません。
- ④ 持分法非適用の関連法人等
会社名

しまぎんまちづくりファンド有限責任事業組合
持分法非適用の関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

なお、2024年12月20日付で、しまぎんまちづくりファンド有限責任事業組合を設立しております。

- (3) 他の会社等の議決権の100分の20以上100分の50以下を自己の計算において所有しているのにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称
該当ございません。

(4) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
3月末日 1 社

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- ② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(2) ①のうちその他有価証券と同じ方法により行っております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～50年

その他 1年～50年

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、原則として1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,890百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(6) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。

(7) 役員株式給付引当金の計上基準

役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく役員への当行株式の交付に備えるため、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 業績連動賞与引当金の計上基準

業績連動賞与引当金は、役員への業績連動賞与の支払いに備えるため、役員に対する業績連動賞与の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定率法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(10) 重要な収益・費用の計上基準

① 顧客との契約から生じる収益

顧客との契約から生じる収益は、主に役務取引等収益であり、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスとの交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

② ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(11) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

(受益証券に係る収益、費用の会計処理)

当行は受益証券に係る期中収益分配金（償還時の差損益含む）については有価証券利息配当金に計上し、受益証券の解約益はその他業務収益に、受益証券の解約損はその他業務費用に計上しております。

会計方針の変更

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当連結会計年度の期首から適用し、当連結会計年度の所得に対する法人税、住民税及び事業税等を、その発生源となる取引等に応じて、損益及び株主資本に区分して計上することといたしました。これによる影響額はありません。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 3,252百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項（4）貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

当行は、自己査定基準に基づき、資産査定を実施した上で、債権を債務者区分（正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先）に分類した上で、債務者区分ごとに貸倒引当金を算定しています。

債務者区分については、格付・自己査定システムに基づく財務格付と資金繰りや収益力等の実態的な財務内容を反映した定量情報に加え、貸出条件及びその履行状況、業種の特性、事業の継続性、キャッシュ・フローを踏まえた債務償還能力、経営改善計画の達成見込み、金融機関の支援状況等の定性情報を総合的に加味して判断しています。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判断における債務者の将来の業績見通し」であります。

①算出方法に記載の通り、債務者区分の判断の中で、各債務者の事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュ・フローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性を個別に評価しております。特に金融機関等の支援を前提として経営改善計画等が策定されている債務者については慎重に各債務者の事業の継続性と収益性の見通しを評価しています。

また、本部貸出金は、地域外の融資先が多く、収益力やキャッシュ・フローの状況に加え、金融機関等の支援状況などの入手可能な情報を慎重に検討しています。

③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

個別債務者の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

減損損失 59百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した固定資産の減損損失の算出方法は、「注記事項（連結損益計算書関係）」1.に記載しております。

当行は「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、固定資産の減損の兆候が存在する場合には、当該固定資産の割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の判定を実施しており、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

なお、減損損失の判定単位である他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位は、原則として営業店単位としております。

②主要な仮定

固定資産の減損損失の認識の判定において使用している割引前将来キャッシュ・フロー等の前提については取締役会で決定された将来計画に基づいており、当該将来計画に使用されている貸出金平均残高及び貸出金利の見通し、有価証券利息配当金の見通し、役務取引等収益の見通しなどについては、直近の状況や実現可能性を考慮して算定しています。

③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

これらの仮定には不確実性があり、将来の不確実な経済状況等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

繰延税金資産 199百万円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

繰延税金資産は、将来の会計期間における将来減算一時差異の解消、税務上の繰越欠損金と課税所得（税務上の繰越欠損金控除前）との相殺等に係る減額税金の見積額について回収可能性を判断し、計上しております。回収可能性については、業績予測によって将来獲得できる課税所得の時期及び金額を合理的に見積った上で判断しております。

②主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断において、将来課税所得の見積りは取締役会で決定された将来計画に基づいており、当該将来計画に使用されている貸出金平均残高及び貸出金利の見通し、有価証券利息配当金の見通し、役務取引等収益の見通しなどについては、直近の状況や実現可能性を考慮して算定しています。

③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

これらの仮定には不確実性があり、将来の不確実な経済状況等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

追加情報

・ 株式給付信託

当行は、当行の取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を含みます。以下、「取締役等」といいます。）に対する株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、当行の取締役等に対して、当行が定める取締役株式給付規程及び監査役株式給付規程に従って、役位、業績達成度合いに応じて当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当行株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 信託に残存する当行の株式

信託に残存する当行株式は、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は125百万円、株式数は191千株であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く） 74百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,754百万円
危険債権額	4,562百万円
三月以上延滞債権額	60百万円
貸出条件緩和債権額	274百万円
合計額	8,652百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は380百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
リース債権及びリース投資資産	708百万円
その他資産	384百万円
担保資産に対応する債務	
借用金	967百万円

上記のほか、為替決済、日本銀行歳入代理店等の取引及び日本銀行借入金19,000百万円の担保として、預け金8百万円、有価証券22,878百万円及び証書貸付4,570百万円を差し入れております。

また、その他資産には、敷金18百万円及び保証金15百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、79,870百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが58,180百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号及び4号に定める地価公示価格及び財産評価基本通達に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △639百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 5,260百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額 311百万円（当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円）

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は3,060百万円であります。

10. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 17百万円

(連結損益計算書関係)

1. 特別損失には、以下の資産について減損損失を計上しております。

当行は、管理会計上の最小単位を営業店単位としております。(ただし、一部の母店と相互補完関係が強い出張所は、同一のグループिंगとしております。)

当連結会計年度において、店舗の遊休化の決定を行ったことに伴い、下記の資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失に計上しております。なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
島根県	店舗 1 カ店	土地、建物、動産	59百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	8,416	—	—	8,416	
A 種優先株式	940	—	—	940	
B 種優先株式	6,000	—	—	6,000	
合計	15,356			15,356	
自己株式					
普通株式	146	63	15	194	(注) 1、2、3
合計	146	63	15	194	

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加629株及び株式給付信託（信託 E 口）が取得した当行株式の62,500株の合計であります。

2. 普通株式の自己株式の減少は、株式給付信託（信託 E 口）の給付による減少15,100株であります。

3. 当連結会計年度末の自己株式には、株式給付信託（信託 E 口）が保有する当行株式191,855株が含まれております。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの金額	基準日	効力発生日
2024年 6月26日 定時株主総会	普通株式	42百万円	5円00銭	2024年 3月31日	2024年 6月27日
	A種優先株式	5百万円	6円17銭	2024年 3月31日	2024年 6月27日
	B種優先株式	49百万円	8円25銭	2024年 3月31日	2024年 6月27日
2024年 11月12日 取締役会	普通株式	42百万円	5円00銭	2024年 9月30日	2024年 12月4日
	A種優先株式	6百万円	6円47銭5厘	2024年 9月30日	2024年 12月4日
	B種優先株式	49百万円	8円25銭	2024年 9月30日	2024年 12月4日
合 計		195百万円			

(注) 2024年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額及び2024年11月12日取締役会による配当金の総額には、「株式給付信託（BBT）」制度において設定した信託（信託E口）に対する配当金0百万円がそれぞれ含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年 6月26日 定時株主総会	普通株式	42百万円	利益剰余金	5円00銭	2025年 3月31日	2025年 6月27日
	A種優先株式	6百万円	利益剰余金	6円47銭5厘	2025年 3月31日	2025年 6月27日
	B種優先株式	49百万円	利益剰余金	8円25銭	2025年 3月31日	2025年 6月27日

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託（BBT）」制度において設定した信託（信託E口）に対する配当金0百万円が含まれております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務、金融商品の仲介等の金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うための資金は、預金を中心ではありますが、一部借入金による調達も行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券は、主に、債券、株式、受益証券等であり、純投資目的のほか、株式の一部は政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

当行グループが保有する金融負債は、主として国内の取引先の預金であり、金利リスクを有しております。また、借入金等は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行グループは、当行の融資業務関連規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、内部格付、取引方針及び与信限度、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理グループにより行われ、また、定期的に経営陣による経営会議や取締役会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、業務監査室がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、営業推進グループにおいて、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規程及び細則等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、取締役会等において決定されたALMに関する方針に基づき、取締役会等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には総合企画グループにおいて金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで取締役会等に報告しております。

(ii) 為替リスク及び価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、取締役会等の方針に基づき、取締役会の監督の下、職務権限規程に従い行われております。このうち、営業推進グループでは、事前審査、運用限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、為替リスク及び価格変動リスクの軽減を図っております。営業推進グループで保有している株式及び受益証券等は、運用状況、市場環境等をモニタリングしております。これらの情報は総合企画グループを通じ、取締役会等において定期的に報告されております。また、ロスカット規程に基づき、アラーム基準とロスカット基準の抵触を管理し、損失拡大を防止する体制としております。

(iii) デリバティブ取引

デリバティブ取引は、本部職務権限基準を定めた内部規程に基づき取組んでおります。営業推進グループがその取引執行と管理を行い、取引の状況は日々バック部門担当が営業推進グループ担当執行役員及び総合企画グループへ報告するとともに、営業推進グループは、デリバティブ取引の状況を月1回取締役会に報告し、目的外使用、一定の限度額や想定する資産の額を超えた取引を行うことを防止する体制としています。また、ロスカット規程に基づき、アラーム基準とロスカット基準の抵触を管理し、損失拡大を防止する体制としております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当行では、保有する金融資産・負債について、内部管理上、VaRを算定し、定量的分析に利用しております。

VaRの算定にあたっては、分散共分散法（保有期間25日、信頼区分99.0%、観測期間1,200日）を採用しており、2020年3月期よりコア預金の算出に内部モデルを使用しております。

2025年3月31日（当期の連結決算日）現在で、当行保有の金融資産・負債の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で1,311百万円（相関考慮後）であります。

なお、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほどに市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場状況を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注1)参照)。また、現金預け金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託 (※1)	555	555	—
(2) 有価証券 (※1)			
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券	114,258	114,258	—
(3) 貸出金	388,137		
貸倒引当金 (※2)	△3,220		
	384,916	382,725	△2,190
資産計	499,730	497,540	△2,190
(1) 預金	526,896	527,680	783
(2) 借入金	19,967	19,966	△1
負債計	546,864	547,646	782

(※1) 金銭の信託及び有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託511百万円及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託5,123百万円が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1)(※2)	111
関連会社株式	74
組合出資金 (※3)	3,163

(※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当連結会計年度において、非上場株式について減損処理はありません。

(※3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観測可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（※1）	—	44	—	44
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債	33,186	445	—	33,632
社債	—	8,186	3,035	11,221
その他（※2）	—	64,281	—	64,281
資産計	33,186	72,957	3,035	109,179

（※1）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項に定める投資信託511百万円については、上記表には含めておりません。

（※2）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項に定める投資信託5,123百万円については、上記表には含めておりません。

第24-3 項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高の調整表

(単位：百万円)

期首 残高	当期の損益又はその他の 包括利益		購入、売却、 発行及び決 済の純額	投資信託の 基準価額を 時価とみな すこととし た額	投資信託の 基準価額を 時価とみな さないこと とした額	期末 残高	当期の損益に 計上した額の うち連結貸借 対照表日にお いて保有する 投資信託の評 価損益
	損益に 計上	その他の 包括利益 に計上 (※)					
697	—	△2	△183	—	—	511	—

(※) 連結包括利益計算書は作成していません。

連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

(単位：百万円)

解約又は買戻請求に関する制限の主な内容	連結貸借対照表計上額
ゼネラルパートナーの事前の承諾なしに売却できないことから、重要な解約制限を有している。	511

第24-9 項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高の調整表

(単位：百万円)

期首 残高	当期の損益又はその他の 包括利益		購入、売却、 発行及び決 済の純額	投資信託の 基準価額を 時価とみな すこととし た額	投資信託の 基準価額を 時価とみな さないこと とした額	期末 残高	当期の損益に 計上した額の うち連結貸借 対照表日にお いて保有する 投資信託の評 価損益
	損益に 計上 (※ 1)	その他の 包括利益 に計上 (※ 2)					
4,196	111	△205	1,021	—	—	5,123	—

(※ 1) 連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

(※ 2) 連結包括利益計算書は作成していません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	—	—	—
貸出金	—	—	382,725	382,725
資産計	—	—	382,725	382,725
預金	—	527,680	—	527,680
借入金	—	19,966	—	19,966
負債計	—	547,646	—	547,646

(注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

金銭の信託

信託財産構築物のうち、満期のない預け金等は時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場出資証券や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金等の合計額をスワップ・レートなどの基準市場金利及び発行体の内部格付に応じた信用スプレッドを加味した利率で割り引いて時価を算定しており、当該信用スプレッドは観測不能であることからレベル3の時価に分類しております。

私募債を除き、相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格を利用しており、算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、割引手形及び手形貸付は、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

当該時価はすべてレベル3の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金については、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期性預金については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(注2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
有価証券 社債 私募債	割引現在価値法	信用スプレッド	0.5%～ 2.7%	0.9%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

当連結会計年度（2025年3月31日）

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、発行 及び決済の純額	レベル3 の時価への振替 (※2)	レベル3 の時価からの振替 (※3)	期末 残高	(単位：百万円) 当期の損益 に計上した 額のうち連 結貸借対照 表日におい て保有する 金融資産及 び金融負債 の評価損益
		損益に 計上	その他の 包括利益 に計上 (※1)					
有価証券 社債	3,492	—	△26	△430	—	—	3,035	—

(※1) 連結包括利益計算書は作成しておりません。

(※2) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、当連結会計年度中は該当ありません。

(※3) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、当連結会計年度中は該当ありません。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは人事財務グループにおいて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って営業推進グループ及び人事財務グループが時価を算定しております。算定された時価は、営業推進グループ及び人事財務グループにおいて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しており、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においては、営業推進グループ、審査管理グループが評価技法及びインプットの確認や、観測可能なインプットを用いて再計算した結果と第三者から入手した相場価格との比較等を行い、価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

信用スプレッド

信用スプレッドは、私募債のクーポンレートに含まれる上乗せ金利であり、発行体の内部格付に応じて算定しております。信用スプレッドの著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 売買目的有価証券（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他有価証券（2025年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの	株式	—	—	—
	債券	1,906	1,899	6
	国債	300	299	0
	地方債	—	—	—
	社債	1,606	1,599	6
	その他	5,123	4,783	340
	小計	7,030	6,683	346
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの	株式	—	—	—
	債券	42,946	46,086	△3,139
	国債	32,886	35,512	△2,626
	地方債	445	467	△22
	社債	9,614	10,106	△491
	その他	64,281	71,202	△6,920
	小計	107,228	117,288	△10,060
合 計		114,258	123,971	△9,713

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	—	—	—
債券	5,976	0	289
国債	4,653	0	219
地方債	418	—	52
社債	904	—	17
その他	13,235	139	367
合計	19,211	140	656

6. 保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

なお、当連結会計年度における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」時とは、次の基準に該当した場合であります。

- (1) 株式・受益証券

時価が取得原価に比べ、30%以上下落した状態にある場合。

- (2) 債券

①時価が取得原価あるいは償却原価に比べて、50%以上下落した場合。

②時価が取得原価あるいは償却原価に比べて、30%以上下落した状態にある場合で、信用リスクの増大（格付機関による直近の格付符号が「BBB」相当未満）要因がある場合。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2025年3月31日現在）
該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（2025年3月31日現在）
該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（2025年3月31日現在）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の 信託	555	579	△23	—	△23

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（賃貸等不動産関係）

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当行グループは、島根県において本店建物を当行で使用するとともに、一部のフロアを他社に賃貸しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）
600	371

（注）当連結会計年度末の時価は、本店建物の不動産鑑定評価書に基づく金額（指標等を用いて調整を行い、時点修正した金額を含む）に賃貸面積割合を乗じ算定しております。

（税効果会計関係）

1. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（2025年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.45%から、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.35%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産は0百万円増加し、繰延税金負債は4百万円増加し、退職給付に係る調整累計額は1百万円減少し、法人税等調整額は3百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は5百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
経常収益	10,346
うち役務取引等収益	1,266
預金・貸出金業務	652
保険窓販業務	353
為替業務	102
証券関連業務	84
その他	74

(注) 役務取引等収益は銀行業から発生しております。なお、上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	963円90銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	60円38銭
潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する 当期純利益金額	27円45銭